

主任技術者及び監理技術者の雇用関係について

深谷市

建設業法第26条の規定により工事現場には、当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者を配置することとなっております。また、同条第3項に規定する**※1重要な工事**については、専任の主任技術者又は監理技術者を工事現場ごとに配置しなければなりません。

雇用関係についても工事を請負った建設業者と**※2直接的**かつ**※3恒常的**な雇用関係にある者でなければならず、健康保険被保険者証等で（入札申込日以前）確認いたします。

市発注工事における専任の主任技術者等の所属建設業者との雇用関係の確認については、直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係が必要となります。

（監理技術者制度マニュアル二一四）

※1【重要な工事】

建設業法施行令で規定する重要な工事とは、請負金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事です。

請負金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の工事にあつては直接的な雇用関係を確認します。

※2【直接的な雇用関係】

配置予定技術者とその当該建設業者との間に、第三者の介入する余地のない雇用に関する権利義務関係が存在することで、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係とは言えません。

※3【恒常的な雇用関係】

入札参加申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることが必要です。（指名競争入札の場合は、入札執行日）

雇用関係については下記の書類のいずれかの書類の写しを提出してください。

- ①監理技術者証（所属会社名が一致しているもの）
- ②健康保険被保険者証（所属会社名が記載されているもの）
- ③雇用保険被保険者証または雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）
- ④住民税特別徴収税額の通知書または変更通知書
- ⑤給与所得の源泉徴収票
- ⑥技術職員名簿（経営事項審査）

※①～⑥の書類の提出が出来ない場合（社会保険等の適用がない個人事業主等）

裏面あり

- ※① 雇用契約書の写し及び給与支払台帳等
- ※② 登記事項証明書の役員名簿欄（取締役、監査役等事業者等）の場合は、雇用契約書又は、給与支払台帳等添付
- ※③ その他、請負者と当該技術者の雇用関係が客観的に証明できるもの
- ※④ 国家資格者等及び監理技術者一覧表（建設業許可申請）